

春日部市土地開発公社定款の一部を変更する定款

春日部市土地開発公社定款（昭和49年指令地第1693号）の一部を次のように変更する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(余裕金の運用) 第28条 二 <u>銀行</u> その他主務大臣の指定する金融機関への預金	(余裕金の運用) 第28条 二 <u>郵便貯金又は銀行</u> その他主務大臣の指定する金融機関への預金

附 則

この定款は、認可のあった日から施行する。